

お茶の水女子大学 海外派遣プログラム 誓約書

お茶の水女子大学
学長 殿

私及びその保証人は、貴学の海外派遣プログラム（以下、「プログラム」という。）に出願及び参加するにあたり、下記の事項を誓約します。なお、誓約事項に反した場合は、派遣の資格や奨学金・助成金を含む貴学の支援を取り消されても異議を申し立てません。

プログラム名：平成29年度ロンドン大学SOASとのダブルディグリープログラム

平成 年 月 日

本人署名・捺印 _____ 印
所属 大学院人間文化創成科学研究科 博士 前期 課程
_____ 専攻 _____ コース・講座 _____ 年度入学/入学予定
学籍番号 _____

保証人署名・捺印 _____ 印
本人との関係 _____

本誓約書の内容を確認し、ここに署名捺印いたします。

平成 年 月 日

指導教員署名・捺印 _____ 印

記

【誓約事項】

I. 出願

1. お茶の水女子大学(以下、「本学」という。)の学費、プログラム参加費、渡航費、宿泊費等の海外派遣にかかる経費(以下、「派遣経費」という。)について、保証人等の了承を得た上で出願すること。
2. 派遣経費は定められた期日までに支払うこと。支払の遅延がある場合、派遣の取消しがあることを了承すること。
3. 出願資格及び派遣資格を満たしていること。
4. 出願にあたっては指導教員、及び必要に応じスーパーバイザーや部局長相当の方の了承を得ること。
5. プログラム派遣候補者として選抜され、所定の期間を過ぎた後は、本学が正当と認める場合を除き、辞退ができないことを十分理解のうえ出願すること。

II. 派遣候補者決定後派遣までの期間

1. プログラム派遣候補者として選抜されることは、派遣先機関へ候補者として推薦されることであり、派遣先大学での受入を保証するものではないことを了承すること。また、派遣先機関の事情によっては、受入が許可されない場合もあることを了解すること。
2. 引き続き、派遣資格要件を満たしていること。学業成績が著しく低下した場合、素行が不良な場合は、派遣を取り消されることがあることを了承すること。
3. 出発前のオリエンテーション、研修等がある場合には出席すること。やむを得ない事情により出席ができない場合には、必ずプログラム担当責任者に事前連絡の上、指示に従うこと。
4. 派遣先機関が所在する国・地域の治安状況によっては、本学がプログラムの中止や延期を決定することがあるので、これらの事態等が生じることを理解し、本学の指示に速やかに応じること。
5. 海外派遣に必要な諸手続き(派遣先機関に提出する各種書類の作成、パスポート及びビザの取得、本学の所属学部・研究科における派遣及び復学手続、単位認定手続、派遣費用の支払い、保険加入等)は事前に十分確認し、自らの責任において行うこと。
6. 海外派遣に際しては、必ず、派遣期間(日本における住居出発時から日本における住居帰着時まで)を通して有効な海外旅行保険への加入をすること。その他プログラムにおいて指示がある場合には危機対処支援サービス等への登録を行うこと。また、本学指定の海外旅行保険に加入した場合であっても、派遣先機関から別途保険に加入することを求められた場合は、双方の保険に加入すること。

III. 派遣期間中

1. 本学の学生として本分をわきまえ、本人の自覚と責任において行動することを原則とすること。
2. プログラムの趣旨を十分理解し、派遣先機関にて学業に精励すること。プログラムの定める講座がある場合には、それをすべて履修すること。また、学業成績が派遣先機関の定める基準を下回る場合や本学が学業不振であると判断した場合は、途中帰国措置をとることがあるので、これに従うこと。
3. 滞在国の法令、派遣先機関の学則及び本学の諸規則を遵守するとともに、本学及び派遣先機関の指導教員、担当者等の指示に従い、滞在国の公序良俗に反することのないよう注意すること。
4. 求められる集団行動をとり、他の参加者、本学教職員、派遣先機関、ホストファミリー等に迷惑をかけるような行動は慎むこと。
5. 万一、派遣期間中に、不測の事故などが起きた場合には本学並びに派遣先機関との信頼関係に基づき、対応に協力すること。
6. 本学や派遣先機関の指導・管理が及ぼない個人的な行動に起因する事故、疾病及びそれに伴う損害が発生した場合には、派遣者本人と保証人の責任とすること。その場合の損害は、派遣者本人が加入している海外旅行傷害保険等で賄うこと。その他、本学や派遣先機関の指導・管理の及ぼない偶発的な事故、災害、暴動、テロ、疾病、犯罪などによる損害についても、本学や派遣先機関が責任を負わないことを了承すること。
7. 派遣先機関の事情の他、派遣先機関が所在する国・地域の治安上の問題、天災等の発生によっては、本学がプログラムの中止・帰国勧告を決定があるので、これらの事態が生じうることを理解し、本学の指示にすみやかに応じること。
8. プログラムに教員などの引率者を伴わない場合には、定められた時期に、本学派遣プログラム担当部署への現地到着報告、近況報告、履修状況及び出欠状況、課題提出状況等の報告を行うこと。
9. プログラムが定める居住先がある場合には、その居住先に滞在すること。

IV. 派遣終了後

1. 派遣期間終了後は、必ず帰国し、本学に復学すること。
2. 派遣先機関が成績を発行する場合、当該成績について本学が学習成果を認められないと判断し、奨学金・助成金の返還指示がある場合には従うこと。
3. プログラムが報告書などの課題、書類などを求めている場合には、期日までにそれらを提出すること。

V. その他

1. 本学のプログラム運営上必要な範囲において、海外旅行保険会社、危機対処支援サービス団体、航空会社、旅行代理店、派遣先機関、関係省庁や在外機関等と本学との間において、本人及び保証人に関する個人情報（氏名、年齢、住所、電話番号、パスポート情報、本人の成績、生活状況等の情報を含む）の開示及び受領があることを了承すること。

2. 本学は、今回提出された個人情報を利用して、本学が主催するイベント等の案内や、プログラム説明会へ体験者としての出席依頼などの連絡をする場合があることを了承すること。
3. その他、各プログラムが別途定める事項を遵守すること。

以上